

# 規格省令の改正

消火器の規格省令の改正により、新たに製造された消火器には、標準的な使用期限や火災の種別に応じた絵表示等を消火器本体に表示するように義務付けられました。

## ●絵表示等の表示が義務付け

### 業務用消火器

**■注意事項等の追加**

- ・住宅用消火器でない旨の表示
- ・「加圧式」・「蓄圧式」の区別表示
- ・標準的な使用条件で使用した場合に安全上支障なく使用できる標準的な期間または期限
- ・使用時の安全な取扱いに関する事項
- ・維持管理上の適切な設置場所に関する事項
- ・点検に関する事項
- ・廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項

**■適応する火災の絵表示に変更**

旧規格			
新規格			

新: 国際規格に準じた絵表示

### 住宅用消火器

**■注意事項等の追加**

- ・住宅用消火器である旨
- ・使用時の安全な取扱いに関する事項
- ・維持管理上の適切な設置場所に関する事項
- ・点検に関する事項
- ・廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項

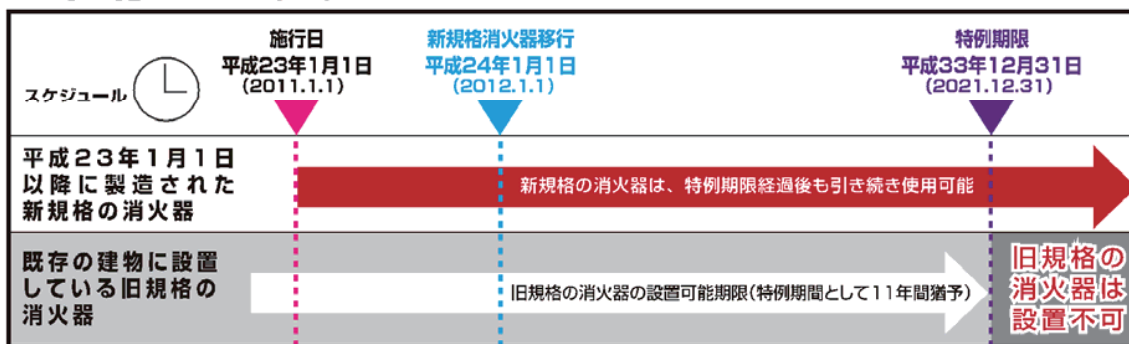
**■適応する火災の絵表示は変更なし**

絵表示		

## ●旧規格の消火器の取扱い

平成23年1月1日の施行までに設置された旧規格の消火器について、**11年間(平成33年12月31日まで)**は、特例期間として使用が認められています。平成24年1月1日からは、旧規格の消火器を新たに設置することはできません。

### 新規格の消火器設置移行期間



お問い合わせ先

臨港消防署予防課 044-299-0119 川崎消防署予防課 044-223-0119 幸消防署予防課 044-511-0119